

白岡市第2期地域福祉計画 策定方針

1 計画策定の趣旨

近年の社会情勢をみると、依然として少子高齢化は進行しており、ライフスタイルや価値観の多様化により、地域の相互扶助機能の低下や人と人とのかかわり方の変化など、地域を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

一方で、市民主体のボランティア活動やNPO法人、企業の社会活動などが活発化しており、新たな福祉の担い手も活躍しています。

白岡市では、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もすべての市民が住み慣れた地域社会の中で、助け合い、支え合いながら、共に生きることができる地域福祉のあるべき姿を実現するため、平成27年度に「誰もが安心して共に暮らせるまちに」を基本理念とした「白岡市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に努めてきました。

その後、平成30年の社会福祉法の一部改正においては、地域福祉計画が、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられるなど、地域福祉計画の重要性が一層高まっています。

そこで、市民を取り巻く環境の変化に対応しつつ、白岡市の地域福祉のあるべき姿を実現するため、今後5年間の地域福祉の指針として「白岡市第2期地域福祉計画」を策定します。

地域福祉とは

地域において人々が安心して暮らせるよう、住民、団体、企業、行政がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決等に取り組む考え方です。具体的には、法律等の制度に基づき提供される公的福祉サービスや住民・ボランティア団体などによる支え合いの取組などを相互に生かしながら、住民の福祉ニーズに responding いくものです。

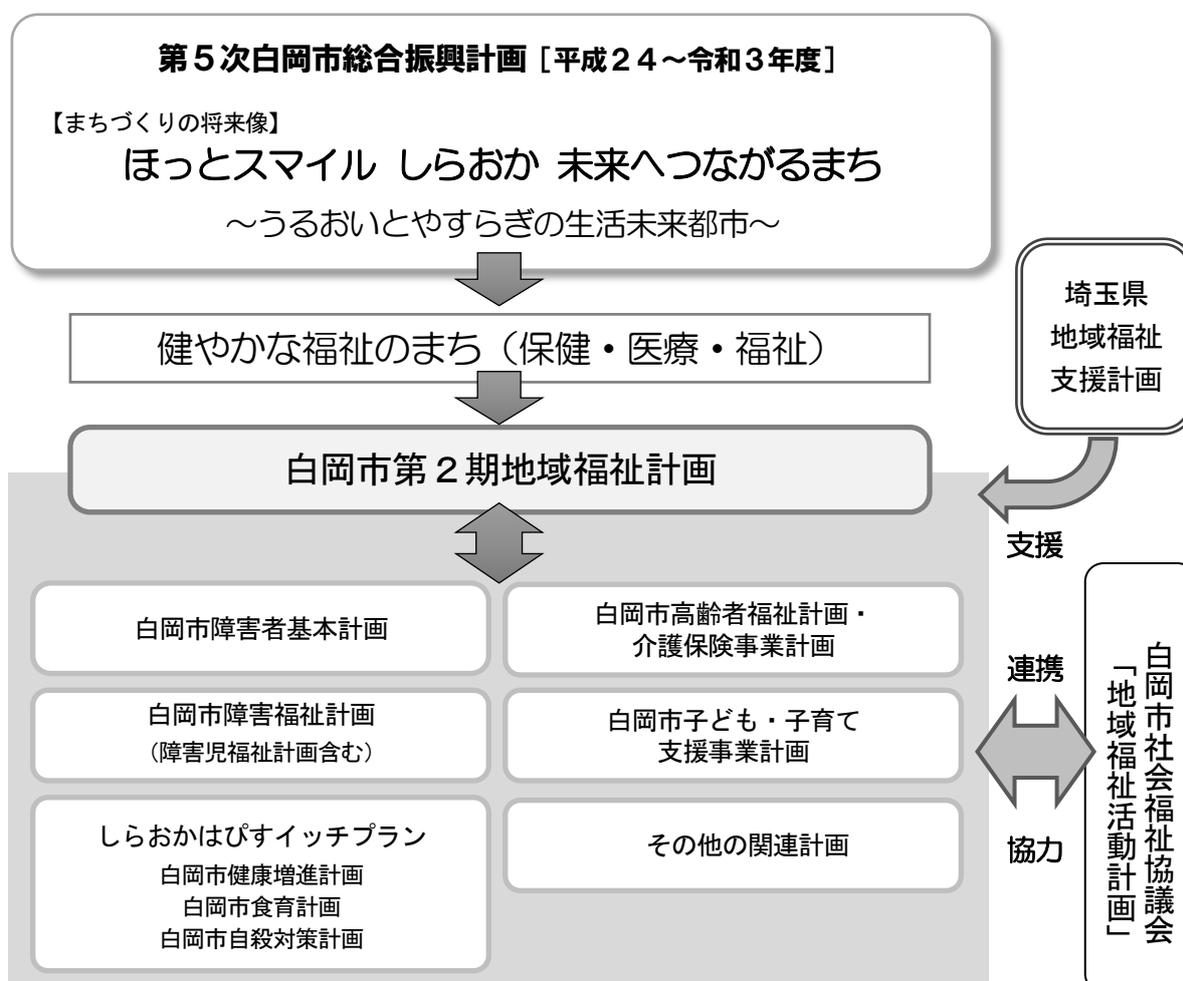
2 計画の性格と位置付け

この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく、「市町村地域福祉計画」です。

地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について、計画的に整備していくことを内容とするものです。

また、本市の子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画など、他の福祉の分野の上位計画であり、それらの個別計画だけでは対応が困難な市民の福祉ニーズや横断的な事項への対応を定めるものです。

■ 位置付け



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

計画期間中に、社会環境や国・県の方向性に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

■ 計画の期間

計画期間	平成	令和														
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
		白岡市地域福祉計画			白岡市第2期地域福祉計画					白岡市第3期地域福祉計画						

4 計画の策定体制

< 白岡市地域福祉計画市民懇話会 >

本計画の策定に当たり、市民、社会福祉を目的とする事業を経営する法人に属する方や社会福祉に関する活動を行う方で構成する「白岡市地域福祉計画市民懇話会」を設置し検討を行います。

< アンケート調査 >

市民の地域福祉に対する意識や現状を把握するため、広く市民を対象としたアンケート調査を令和元年度に実施しました。また、福祉活動に従事する者として、民生委員・児童委員やボランティア団体、福祉事業所へのアンケート調査を実施しました。

< その他 >

白岡市地域福祉計画庁内検討委員会における検討や庁内関係各課との協議・検討を行います。また、白岡市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」といいます。）が策定する地域福祉活動計画との連携を図るため、社会福祉協議会へのヒアリングも実施します。

さらに、広く市民の意見を募集するため、パブリックコメント（12月予定）を実施します。

懇話会スケジュール

		市民懇話会		市
令和2年	7月	第1回	①委嘱書交付 ②会長及び副会長の選出 ③懇話会の役割 ④地域福祉計画の概要説明 ⑤国や県の現状 ⑥アンケート調査報告 ⑦今後の予定	
	8月	第2回	①地域の課題整理 ②活用可能な地域資源の確認 ③課題に対する解決策の検討 ④計画に定めるべき内容 ⑤今後の予定	○関係団体等ヒアリングの実施
	9月	第3回	①第2回会議の検討内容報告 ②提言書の決定 ③今後の予定	○庁内検討委員会開催 ○関係課意見照会の実施
	10月			
	11月			
	12月			○パブリックコメントの実施（30日間）
	令和3年	1月	第4回	①地域福祉計画素案における懇話会意見の反映結果 ②パブリックコメントの実施結果 ③次年度以降の進捗管理
2月				○計画決定 ○印刷・製本
3月				